第３号議案　　役員等の報酬等の総額の決定について

○　定款第８条の規定により、役員等に支給する報酬等総額を下記のとおり決定し、平成２９年　４月　１日以降に支給される報酬等金額より適用する。

区　　分	人　数	年　総　額（最高限度額）
理　事	６人	４２０，０００円以内
監　事	２人	３３５，０００円以内
評議員	７人	２４５，０００円以内

なお、使用人兼務理事の使用人分の給与は含まない。